

2023年度
明治大学政治経済学部
グローバル型特別入学試験

総合（日本語）問題

（注意）

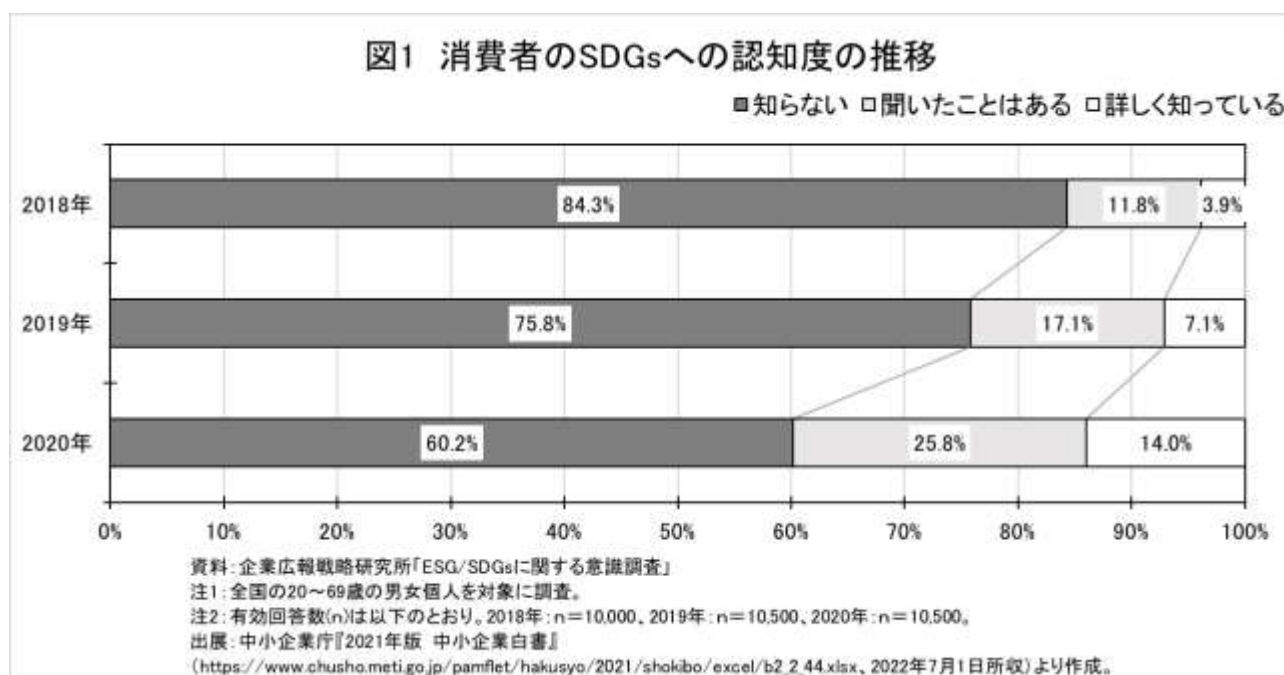
1. 問題は設問1～設問3の3問で、計5ページあります。
2. 解答はすべて別紙「解答用紙」に記入して下さい。
3. 受験学科、氏名を「解答用紙」の所定欄に記入して下さい。
4. 試験時間は90分です。

※ この問題用紙は必ず持ち帰ること。

設問 以下の文章は、経済産業省 中小企業庁『2021年版 中小企業白書』を参考に作成したものである。これを読み、設問に答えなさい。なお、巻末に注1、2、3に関連する資料を掲載してあるので参照すること。

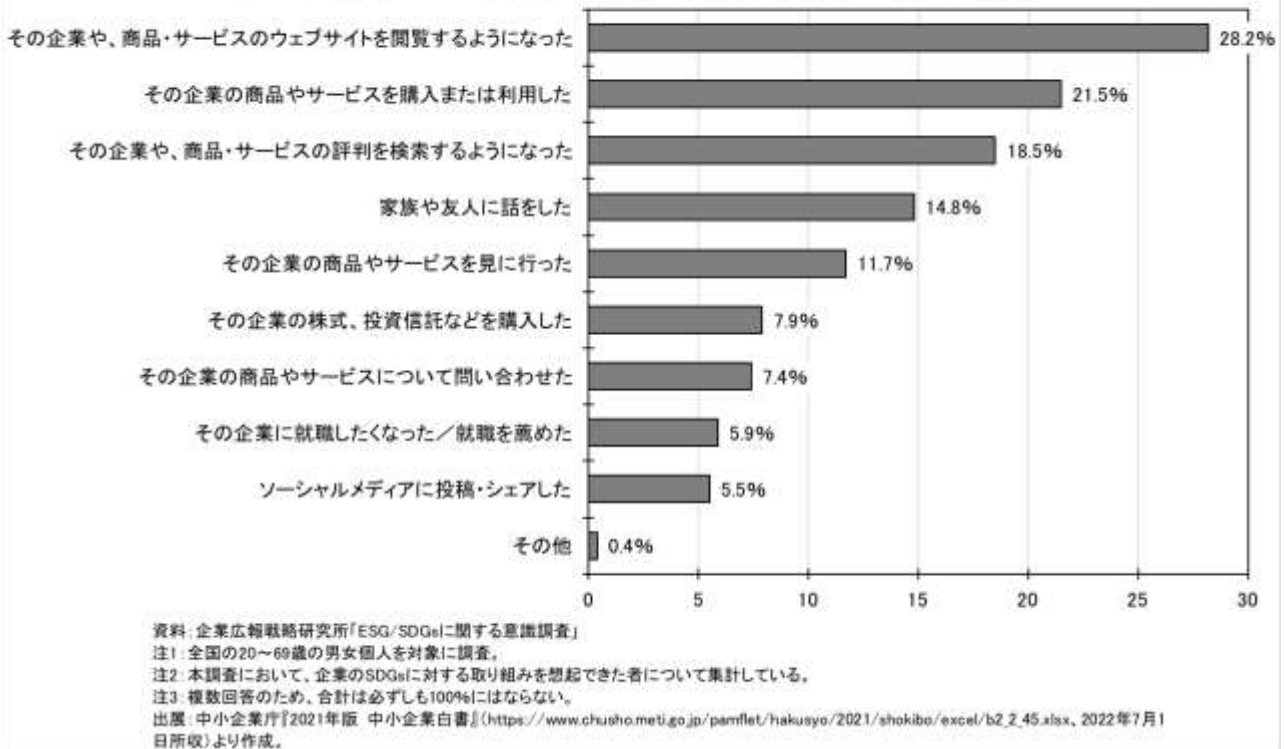
持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの17のゴール（目標）^{（注1）}と169のターゲットからなる国際目標である。このSDGsは、未来の世代を犠牲にすることなく現在の要求を満たす開発を意味するといわれる。なお、この採択より今年で7年が経過し、SDGsの考え方は世界の共通認識になりつつあり、日本においても重要な指針とされている。

そこで、消費者のSDGsへの認知度の推移をみると（図1参照）、2018年から2020年にかけてSDGsについて「詳しく知っている」と回答する者の割合が次第に高くなっていることがわかる。また、「聞いたことはある」と回答する者の割合も同様に高くなっており、SDGsへの認知度が高まりつつあることがうかがえる。しかし、依然として2020年の段階で「知らない」とする割合は、過半数を超える60.2%に達しており、今後もさらに認知度を向上させていく必要があることに変わりはない。



また、消費者が企業のSDGsに対する取組を知り、実際に取った行動についての意識調査の結果をみると（図2参照）、「その企業や、商品・サービスのウェブサイトを開覧するようになった」（28.2%）や「その企業の商品やサービスを購入または利用した」（21.5%）、「その企業や、商品・サービスの評判を検索するようになった」（18.5%）と回答する者が2～3割程度存在する。したがって、企業のSDGsへの取組は、消費者の購買行動に変化をもたらすことにつながっていることから、今後の企業経営に影響を与える可能性がある。

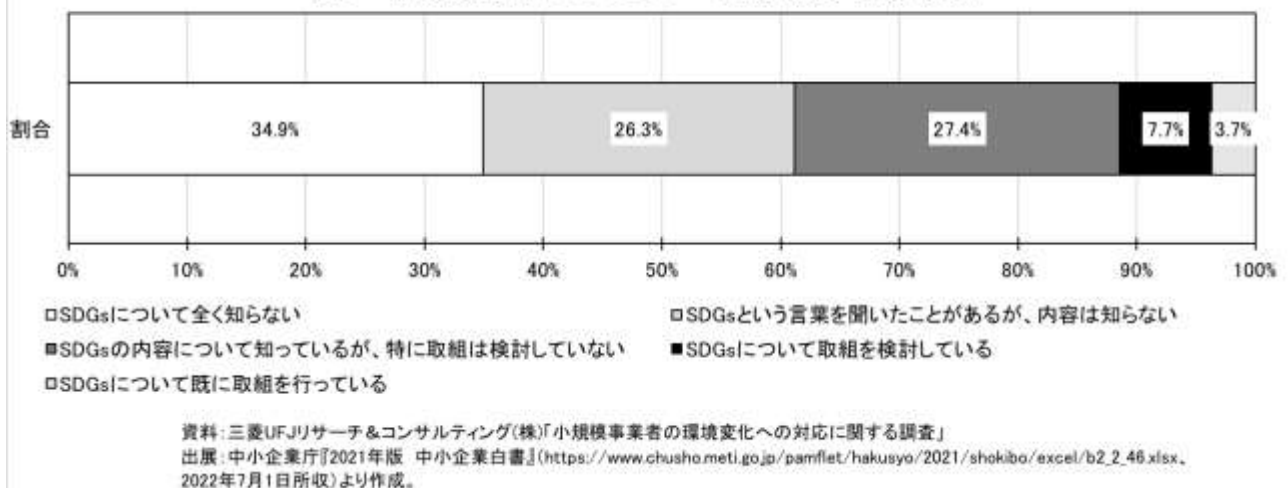
図2 企業のSDGsに対する取り組みを知り、実際に取った行動 (n=4,944)



以上のように、SDGs について消費者の認知度が高まっており、しかも企業による SDGs への取組は、消費者からの支持を得られるようになってきた。しかし、小規模事業者^(注2)の場合、SDGs への取組に着手している事業者はわずかである。

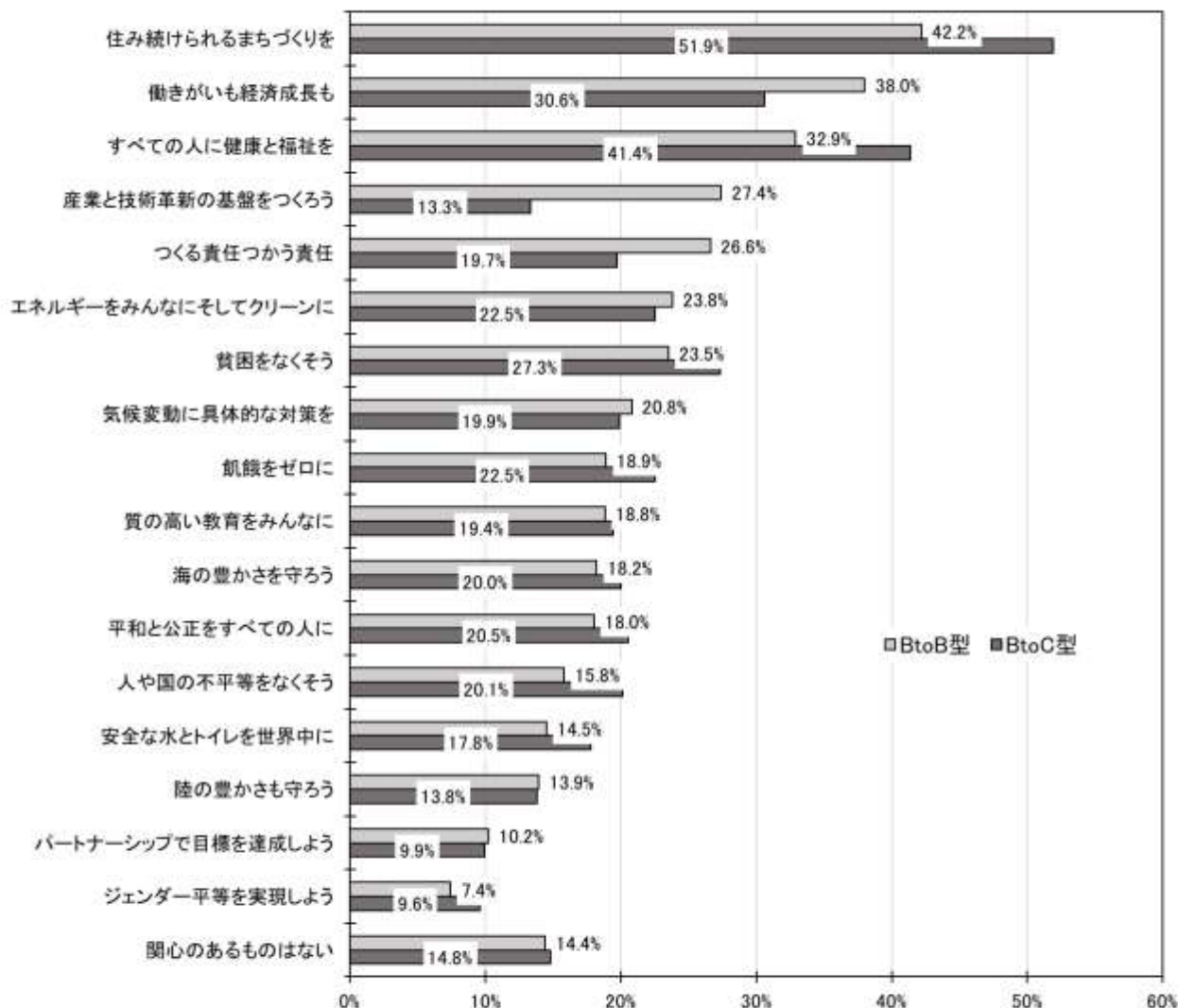
実際に、小規模事業者による SDGs への認知度・取組状況をみていくと(図3参照)、「SDGs について既に取り組を行っている」と「SDGs について取組を検討している」と回答した事業者の合計は、11.4%に過ぎない。一方、「SDGs について全く知らない」と「SDGs という言葉を聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した事業者の合計は、61.2%にも及ぶ。また、「SDGs の内容について知っているが、特に取組は検討していない」も 27.4%あり、小規模事業者の SDGs への認知度は依然として低く、その取組も遅れている。

図3 小規模事業者のSDGsへの認知度・取組状況



次に、顧客属性別に SDGs の 17 のゴール^(注3)のうち、小規模事業者が関心のあるものをみてくと（図4参照）、B to C型事業者（顧客が消費者相手）、B to B型事業者（顧客が事業者相手）ともに「住み続けられるまちづくりを」と回答する事業者の割合が最も高いことがわかる。また、小規模事業者の大半は、SDGs の 17 のゴールのいずれかに関心を持っているが、14～15%程度が依然として「関心のあるものはない」としている。

図4 顧客属性別、小規模事業者のSDGs17のゴールのうち、関心のあるもの



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「小規模事業者の環境変化への対応に関する調査」

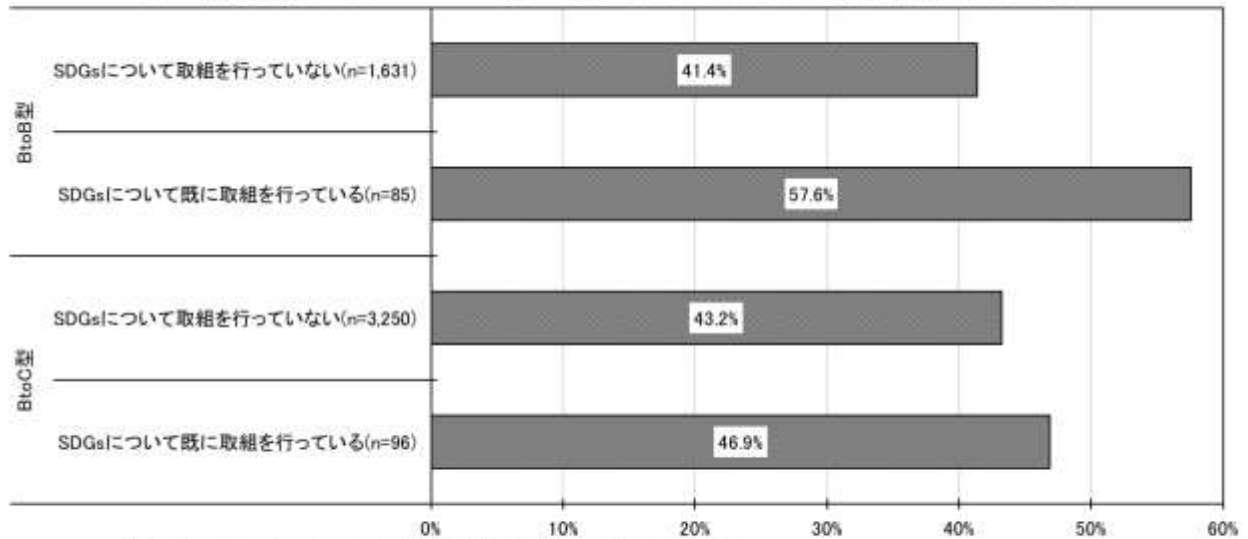
注1：複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

注2：有効回答数(n)は以下のとおり、BtoC型：n=3,972、BtoB型：n=2,167。

出展：中小企業庁「2021年版 中小企業白書」(https://www.chusho.meti.go.jp/pamilet/hakusyo/2021/shokibo/excel/b2_2_48.xlsx, 2022年7月1日所収)より作成。

最後に、顧客属性別、及び SDGs への認知度・取組状況別に、売上高が回復した事業者の割合をみていくと（図5参照）、B to C型、B to B型事業者のいずれにおいても、SDGs への取組を行っている事業者の方が、売上高が回復した割合が高いが、B to B型の方がB to C型よりも、その割合が高い。したがって、小規模事業者による SDGs への取組は、消費者や取引先からの支持を得られることになった結果、売上高の回復に結びついている可能性はあるが、B to B型の方がB to C型よりも効果が出ていることがわかる。

図5 顧客属性別、SDGsへの認知度・取組状況別、売上高回復事業者の割合



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「小規模事業者の環境変化への対応に関する調査」
 注1：感染症流行後(2020年4-9月)に売上高が落ち込んだ事業者を対象に分析。落ち込み幅が同程度の事業者に比べて2020年10-12月時点の売上高が比較的回復している事業者を「売上高回復事業者」とした。
 注2：調査時点が2020年11~12月であるため、2020年10-12月時点の売上高は実績値ではなく見通しとなっている点に留意が必要。
 注3：SDGsへの認知度・取組状況で、「SDGsについて既に取組を行っている」と回答した者以外を「SDGsについて取組を行っていない」と集計している。
 出典：中小企業庁「2021年版 中小企業白書」(https://www.chusho.meti.go.jp/pamfile/hakusyo/2021/shokibo/excel/b2_2_48.xlsx, 2022年7月1日所収)より作成。

設問1：図1に示したように、消費者のSDGsへの認知は、次第に高まっているとはいえ、依然として2020年の段階で「知らない」とする割合は約6割に達している。今後、この認知度を向上させていくために企業にとって必要な取組について、図2を参考にして200字以内で説明しなさい。

設問2：図4に示したように、小規模事業者のSDGsの17のゴールのうち、関心のあるものが、顧客属性別(BtoC型とBtoB型)で共通する点と異なる点について、300字以内で説明しなさい。

設問3：図5に示したように、SDGsへの取組を行うことが小規模事業者の売上高の回復につながっているが、図3に示したように「SDGsについて既に取組を行っている」、または「SDGsについて取組を検討している」と回答する事業者は、約1割に留まっている。今後、小規模事業者によるSDGsへの認知度、及び取組を向上させていくために必要な国や地方自治体などによる小規模事業者向けの支援について、貴方のアイデアを500字以内で説明しなさい。

(注1) SDGs の 17 のゴール (目標) の概略は、以下の表に示した通り。

【参考】持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

目標1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4 (教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8 (経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：外務省『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270935.pdf>)より引用。

(注2) 小規模事業者の定義は、以下の表に示した通り。

【参考】小規模事業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

出典：中小企業庁 HP (<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>、2022年9月1日所収)。

(注3) 図4の項目とSDGsの17のゴール(目標)との関係

図4の項目	17のゴール	図4の項目	17のゴール
住み続けられるまちづくりを	11	質の高い教育をみんなに	4
働きがいも経済成長も	8	海の豊かさを守ろう	14
すべての人に健康と福祉を	3	平和と公正をすべての人に	16
産業と技術革新の基盤をつくろう	9	人や国の不平等をなくそう	10
つくる責任つかう責任	12	安全な水とトイレを世界中に	6
エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7	陸の豊かさを守ろう	15
貧困をなくそう	1	パートナーシップで目標を達成しよう	17
気候変動に具体的な対策を	13	ジェンダー平等を実現しよう	5
飢餓をゼロに	2		